平成２７年（フ）第１０号
岐阜県恵那市串原4260番地３
債務者　平林　房代
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１号
岐阜県恵那市串原4260番地３
債務者　平林　　透
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１９号
静岡県田方郡函南町仁田190番地の５　サンモールカーサ201、前住所埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目1075番地５　ボナール102
債務者　吉原　邦彦
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
静岡県富士宮市沼久保737番地の１、前住所静岡県富士宮市宮原151番地の３
債務者　寺師敬一郎
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８１号
香川県坂出市室町３丁目３番17号　オメガ24―202号、申立時の住所香川県丸亀市飯野町東分988番地２　リバーハイツ101号
債務者　大井　　晶（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９３号
香川県丸亀市六番丁４番地15　城西コーポ22号
債務者　堀川　義美
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２１号
香川県坂出市本町２丁目11番27号
債務者　保井美佐子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１５号
長崎県諫早市高来町黒崎125番地１、前住所福岡県久留米市上津２丁目20番２―201号
債務者　濵砂　栄治
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長崎県大村市池田２丁目629番地１　インター池田Ｂ201、前住所長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷1349番地３
債務者　山田　弓子（旧姓二瀬）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
長崎県大村市原口町648番地３、前住所佐賀県杵島郡大町町大字福母2181番地１
債務者　内山　俊夫
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４９６３号
大阪市福島区吉野１丁目９番４号　コーヨーマンション201号
債務者　北村　典之
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５０４号
大阪府交野市東倉治５丁目19番18号
債務者　戎屋　砂惠（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番18―205号
債務者　吉田　智子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９５号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番２―613号
債務者　田中　哲夫
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番２―613号、前住所大阪市都島区大東町１丁目２番８号
債務者　ジュネスこと　田中美千代
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５２号
大阪府箕面市外院３丁目７番９号の１
債務者　中原　伸子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部